

加工食品の輸出課題に 取り組む事業者の皆様へ



こんなことでお困りではありませんか？

- ・ 商社から賞味期限延長を要求された
- ・ 輸出のために包材分析が必要になった
- ・ 原材料見直しに伴い再評価が必要になった
- ・ 輸出品専用の表示作成が必要になった

加工食品の輸出先国・地域の
『各種規制への対応』・『賞味期限延長』
の取り組みを支援します。

補助金の
申し込みは
こちら



公募期間 令和8年4月9日（木）～令和8年5月15日（金）

補助金（加工食品の食品添加物・包材開発）の支援内容

● 輸出先国の規制対応に伴う商品・包材開発

- ・ 代替添加物・包材の変更による商品開発
- ・ 輸出先国規制に適合した包材の開発
- ・ 添加物・包材の輸出先国規制への適合性評価・分析 等

● 輸出に伴う賞味期限延長への対応

- ・ 賞味期限延長技術（配合、包材、機器）の適用
- ・ 賞味期限延長技術適用の有効性評価・分析 等

対象者

加工食品の輸出に取り組む食品製造事業者※1
（個社単独で申請いただけます）

※1 食品製造事業者は、加工食品分野に限る

- ・ 食品製造事業者
- ・ 食品添加物や容器包材等の製造・販売事業者
- ・ 民間の分析事業者
- ・ 商社等、輸出に取り組む事業者・団体

補助金額

上限300万円（補助率：定額）



補助対象経費

- ・ 商品（包材）開発費（原材料費、調査費を含む）
- ・ 包材・食品成分分析費（委託を含む）
- ・ 食品・包装・包材試作費（原材料費、調査費含む）
- ・ 代替添加物開発費（原材料費、調査費含む）
- ・ 機器導入経費・改良費等（購入・設置に係る経費、エンジニア経費等）
- ・ 評価・分析費
- ・ 国際認証・適合性取得に必要な経費
- ・ データベースライセンス費
- ・ システム開発費
- ・ その他

オンライン説明会

4/21（火）10：00～11：30

4/28（火）10：00～11：30

※ 詳細は後日HPにてご案内いたします



主な要件 以下の要件を全て満たす必要があります

【要件1】 加工食品の輸出拡大に貢献する取り組みであること

【要件2】 輸出先国・地域の規制に対応する食品製造事業者等であること

【要件3】 商品・包材等の開発、分析・評価、機器導入、規制対応に必要な経費であること

<加工食品の例>

- ・菓子類
- ・清涼飲料水
- ・ソース混合調味料
- ・味噌・醤油 など



具体的な申請事例

ケース1

- ・米国へ菓子商品を輸出したい。 ⇒要件1 OK
- ・自社で製造した商品を米国に輸出したい。 ⇒要件2 OK
- ・添加物変更に伴う賞味期限を再評価したい。 ⇒要件3 OK

→ 採択対象

全ての要件を満たしているため、本事業の補助対象範囲です。

ケース2

- ・中国へ清涼飲料を輸出したい。 ⇒要件1 OK
- ・仕入商品を中国に輸出したい。(輸出商社) ⇒要件2 OK
- ・市場性があるか展示会の出展費に充てたい。 ⇒要件3 NG

→ 採択対象外

要件3 補助金の使用範囲が申請できない経費であるため、本事業の対象範囲外です。

事業の流れ

- ① 公募開始_令和8年4月8日
- ② 応募書類提出期限 (令和8月5月15日 17時)
- ③ 公募検討委員会による審査
- ④ 候補者への審査結果の通知
- ⑤ 交付申請書の提出
- ⑥ 交付決定の通知
- ⑦ 実績報告書提出 (令和9年2月14日まで)

過去の交付金使用例

有馬芳香堂	豆菓子の賞味期限延長のため、ガス置換シール機を導入
福岡醤油店	ハラル向け製品のアルコール分析期間の短縮のため、分析機器を導入
有楽製菓	輸出向けチョコレート菓子の販売用包材開発および栄養成分分析
越後製菓	賞味期限延長を目的とした包材の開発およびEU向け溶出試験
フンドーダイ	米国向け新商品のための表示ラベル作成費、栄養成分分析費

各事業者の
取組事例↓

